

工事及び業務委託積算単価に係る特例措置について

I 工事請負等契約締結後における単価適用日の変更に伴う特例措置について

「土木事業単価表」、「建築関係事業単価表」及び「農林土木事業単価表」に基づき積算を行った工事等について、賃金や建設資材等の急激な変動に対処するため、契約締結後に単価適用日を変更することができることとなったことに伴い、以下のとおり特例措置を定める。

1 措置の内容

2に定める工事及び放射線除染業務委託（以下「工事等」という。）の受注者は、福島市工事請負契約約款第53条及び福島市業務委託契約条項第27条の規定に基づき、当初契約締結日（以下「基準日」という。）時点における直近の単価表を適用した積算に基づく契約に変更するため請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2 適用対象工事等

平成27年2月1日以降に契約を行う工事等のうち、基準日における直近の単価表を適用しないで予定価格を積算している工事等。

適用対象工事等にあつては、発注者は受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明すること。

3 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の式により算出する。

変更後の請負代金額 = P 補正 × k

この式において、P 補正及びkは、それぞれ次の額を表すものとする。

P 補正：基準日における直近の単価表により積算された予定価格

k：当初契約の落札率

4 協議の請求期限について

この特例措置に基づく請負代金額の受注者からの変更の協議の請求期限については、当初契約の日から60日以内となります。

ただし、当該案件が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく議決を要する場合、議会の議決を得て本契約として成立した日から60日以内となります。

Ⅱ 平成27年2月から適用される設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

平成27年2月から適用される公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）及び設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が決定されたことに伴い、以下のとおり特例措置を定める。

1 措置の内容

2に定める業務委託の受注者は、福島市業務委託契約条項第27条の規定に基づき、業務委託料の変更の協議を請求することができる。

2 適用対象業務委託

平成27年2月1日以降に契約を行う業務委託のうち、平成26年2月5日改定の設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）及び公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）を適用して予定価格を積算しているもの。

適用対象業務委託にあつては、発注者は受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明すること。

3 業務委託料の変更

変更後の業務委託料については、次の式により算出する。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次の額を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価、新労務単価及び当初の契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

4 協議の請求期限について

この特例措置に基づく業務委託料の変更の受注者からの協議の請求期限については、当初契約の日から60日以内となりますのでご注意ください。

附 則

1 この特例措置は、平成27年2月17日から施行し、適用する。